

令和6年 第10回須賀川市農業委員会総会議事録

令和6年10回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和6年10月7日（月）
- 2 招集通知日 令和6年10月7日（月）
- 3 招集日時 令和6年10月21日（月）午前9時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 1名（三島木農業委員）

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 6名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
小塩江	西間木廣幸	仁井田	佐藤 和浩	大東	加藤 正直	長沼	藤田 良二
長沼	半澤 修	長沼	遠藤 宏光				

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 0名

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
経済環境部農政課	主 事	増田 佳祐

- 10 議 案

議案第40号 農用地利用集積計画について

議案第41号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第 43 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 45 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

報告第 30 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 32 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

11 その他

12 開 会 (午前 9 時 3 0 分)

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 1 4 番 鈴木昌宏農業委員と 1 5 番 佐藤秀和農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午前 1 0 時 1 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和6年 第10回総会

令和6年10月21日（月）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第40号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第45号について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第40号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第40号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に議案第41号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第1号と第2号について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第41号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第41号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第42号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第78号から82号までを佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号第 78 号から 82 号についてご説明申し上げます。

10 月 13 日に根本農業委員、森合農業委員と現地調査を行いました。

譲受人は長年耕作をしており売買価格も適正で許可上特に問題はないと思われ
ます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

次に 79 号と 80 号についてですが、作業の利便性を考えて土地を交換しま
すので許可上特に問題はないかと思われます。

また、81 号と 82 号も同様でありますので、委員の皆さまのご審議をよろ
しくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 83 号を半澤推進委員お願いいたします。

半澤推進委員 受理番号第 83 号についてご説明申し上げます。

10 月 19 日に松川農業委員と現地調査を行いました。

譲受人は申請地の隣に農地を所有し耕作をしております。売買価格は妥
当であり許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよ
ろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 84 号を藤田推進委員お願いします。

藤田推進委員 受理番号 84 号についてご説明申し上げます。

10 月 13 日に五十嵐農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は将来を考えて譲受人に譲渡することを決めました。譲受人は耕作
するために必要な機械を所有しており売買価格も話合いで決めましたので、
許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 85 号を遠藤推進委員お願いします。

遠藤推進委員 受理番号 85 号についてご説明申し上げます。

名城農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は相続した土地を知り合いに紹介してもらった譲受人に贈与します。
また、申請地は譲受人の自宅から近く利便性もよく許可上特に問題はないと
思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 86 号を佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号 86 号についてご説明申し上げます。

10 月 13 日に根本農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人が農業を営んでいる譲受人に申請地を贈与しますので、許可上特に

問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 42 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 42 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 4 号を佐藤推進委員お願いし
ます。

佐藤推進委員 受理番号第 4 号について説明申し上げます。

10 月 13 日に森合農業委員、根本農業委員と現地調査を行いました。

申請地は 5 条転用許可の議案第 44 号受理番号 18 号の申請地と併せて、申
請人が自宅を改築するための敷地として転用しますので許可上特に問題はな
いと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 18 号については前の議案で説明がありましたので、受理番号第 19 号を加藤推進委員お願いします。

加藤推進委員 受理番号第 19 号について説明申し上げます。

10 月 11 日に申請代理人の行政書士に聞取りを行いました。

譲渡人は東京在住で、空き家になっている実家の近くにある申請地を、譲受人（法人）が周辺に開発を進めている太陽光発電設備の防災施設用地に転用しますので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

（質疑等なし）

議長 それではお諮りいたします。

議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議長 異議なしと認め、議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 45 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 8 号を西間木推進委員お願いいたします。

西間木推進委員 受理番号 8 号について説明申し上げます。

9 月 24 日に橋本農業委員、申請人、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地の状況は事務局から説明があったとおりで、申請者は高齢で後継者もなく労働力の不足でだんだんと荒廃がすすみ、農地として復元し営農を再開することが極めて困難であると判断しましたので委員の皆さまの審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

（質疑等無し）

議長 それではお諮りいたします。

議案第 45 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のない

農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 45 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 30 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 3 件です。

報告第 31 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 4 件です。

報告第 32 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 3 件

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事務局（吉田係長） 第 4 回常任委員会結果概要、研修会、農地の地目変更について説明した。

議長 他になければ、これにて令和 6 年第 10 回須賀川市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、お疲れ様でした。